

大阪母子医療センター電子計算機及び情報システム管理運用要領

(目的)

第 1 条

この要領は、「大阪府電子計算機及び情報システム管理運用規程」(以下「規程」という。)及び「地方独立行政法人大阪府立病院機構個人情報の取扱及び管理に関する規程」に基づき、大阪母子医療センター(以下「センター」という。)に設置する総合診療情報システム(以下「情報システム」という。)の管理及び運用に関し必要な事項を定めることにより、電子計算機、情報システム及び「保存性、見読性、真正性」を確保した患者中心のデータの適正な管理と効率的な利用を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条

この要領において、規程第 2 条に定める用語の意義を準用するほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) センターにおいて、規程第 2 条第 1 号、2 号に規定する電子計算機及び情報システムとは、細則別表 1 に掲げるものをいう。  
インターネットシステムの管理及び運用については、「大阪母子医療センターインターネット利用規約」に定めるところによるものとする。
- (2) データとは、情報システムに係る入力帳票及び出力帳票又は磁気ディスクその他の媒体に記録されている情報をいう。
- (3) データ保護とは、データの漏えい、滅失、き損その他不適正な取扱いを防止することをいう。
- (4) 部門等とは、センターに設置する組織をいい、細則別表 3 に掲げるものをいう。
- (5) システム所管部門及び電算所管部門とは、情報システムを所管する母子保健情報センター情報企画室をいう。
- (6) システム管理者として母子保健情報センター長を充てる。母子保健情報センター長はシステム管理に関する事務を情報企画室長に行わせることができる。
- (7) システム利用部門とは、情報システムを用いて業務を処理・所管する部門等をいう。
- (8) システム監査責任者は総長が指名する。
- (9) システム運用責任者として情報企画室長を充てる。
- (10) 情報システムに関する取扱い及び管理に関し必要な事項を審議するため、総長のもとに情報システム委員会を置く。情報システム委員会の運営については、その設置要綱に定める。

(電子計算機の設置)

第3条

部門等の長は、電子計算機を設置し、又はこれの機種等を変更しようとする場合は、あらかじめシステム管理者に協議しなければならない。ただし、情報通信網に接続しないで単独で利用する電子計算機については、この限りでない。

(適用業務)

第4条

部門等の長は、部門等における業務の情報システムの適用に関しては、書面にてシステム管理者に依頼しなければならない。

(システム管理者の責務)

第5条

システム管理者は、情報システムの企画、開発及び運用、電子計算機の管理及び運用、データ保護に関する措置の状況等について、必要な調査をし、報告を求め、又は助言若しくは調整を行うことができる。

(システム運用責任者の責務)

第5条の2

システム運用責任者の責務として、次に掲げる事項については、細則等に定めるところによるものとする。

- (1) システム障害時の連絡、復旧体制並びに回復手段の規定の作成
- (2) 各種規程書、指示書、取扱説明書等の作成
- (3) 機器、ソフトウェア導入時の機能確認
- (4) 運用環境の整備と維持
- (5) 情報の安全性の確保と利用可能な状況の維持
- (6) 情報の継続的利用の維持
- (7) セキュリティ対策と不正利用の防止
- (8) 利用者への教育、訓練

(システム監査)

第5条の3

システム監査責任者の責務は本規程に定めるものの他、別に定めることとする。

- 2 総長は、監査責任者に毎年1回、情報システムの監査を実施させ、監査結果の報告を受け、問題点の指摘等がある場合には、必要な措置を講じることとする。

- 3 監査の内容については、別途審議を経て、総長がこれを定めることとする。
- 4 システム監査責任者は、必要な場合、臨時の監査を行なうことができる。

(情報セキュリティ)

#### 第6条

「地方独立行政法人大阪府立病院機構の情報セキュリティに関する基準」に従い、情報システムの安全性及び信頼性を確保し、その効率的な利用を図るため、「情報セキュリティ実施手順」を定める。

- 2 情報システムの管理及び運用については、細則等に定めるところによるものとする。

(データ等の管理)

#### 第7条

データ保護及びデータの提供における適正な取り扱いを確保するため、センター組織構成に応じたデータ管理者を置き、病院長、母子保健情報センター長、事務局長及び研究所長をもってこれに充てる。

- 2 データ管理者は、法令等、規程及びこの要領に定めるところにより、データ等の管理に関する事務を行う。
- 3 次に掲げる事項については、細則等に定めるところによるものとする。
  - (1) 入力帳票及び出力帳票並びに磁気ディスクその他の媒体の取扱いに関すること。
  - (2) システム設計書、プログラム設計書、コードブックその他の情報システムに係わる文書の取り扱いに関すること。
  - (3) 情報システムに係わる業務の日常的な事務処理におけるデータの取り扱いに関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、データの保存期間の設定その他データ保護に関し必要なこと。
- 4 データ管理者は、法令等の規定により秘密を守ることが義務づけられているデータを、当該法令等の規定に基づき外部に提供する場合は、必要に応じ、提供を受けるものに当該提供に係るデータの内容、利用目的、提供期間、管理方法その他個人情報の取扱及びデータ保護に関し必要な事項を記載した書面を提出させなければならない。
- 5 前項の規定は、本庁の課又は出先機関において相互にデータの利用を行う場合に準用する。
- 6 個人情報の取り扱いについては、法令、大阪府個人情報保護条例および地方独立行政法人大阪府立病院機構個人情報の取扱及び管理に関する規程によるものとする

(利用者の責務)

#### 第8条

情報システムに係る業務に従事する利用者については、細則等に定めるものとする。

2 前項の利用者は、この要領及び細則等に定めるところに従い、データを適正に取り扱わなければならない。

3 次に掲げる事項については、細則等に定めるところによるものとする。

- (1) 自身の認証番号やパスワードあるいはICカード等の管理
- (2) 利用時のシステム認証
- (3) 確定操作の実施による入力情報への責任の明示
- (4) 権限を超えたアクセスの禁止
- (5) 目的外利用の禁止
- (6) プライバシー侵害への配慮
- (7) システム異常、不正アクセスを発見した場合の速やかなシステム管理者への通知

(委託契約)

#### 第9条

情報システムに係る業務について、委託契約を締結しようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 個人情報の取扱及びデータの秘密保持に関すること
- (2) データの指示に反する使用及び第三者への提供の禁止に関すること
- (3) データの複写及び複製の禁止又は制限に関すること
- (4) データの管理方法に関すること
- (5) 成果品の権利の帰属に関すること
- (6) 再委託の禁止又は制限に関すること
- (7) 事故発生時における報告義務に関すること
- (8) 契約解除等の措置及び損害賠償に関すること
- (9) 前各号に掲げるもののほか、データ保護に関し必要なこと

(外部機関等の利用)

#### 第10条

部門等の長は、当該部門等において所管する情報システムの業務をシステム管理者の承認を受けて、センター外部の機関等に利用させることができる。

(特例)

#### 第11条

部門等の長は、情報システムの管理及び運用に関し、この要領の定めるところによりがたいときは、システム管理者の承認を受けて、別に定めることができる。

2 放射線科で取り扱う医用画像及び読影レポートの利用については「放射線科電子医用

情報利用要領」の定めるところによるものとする。

(細則等)

第12条

この要領の実施に関し、必要な事項は総長が定める。

(附則)

この要領は、昭和58年10月11日から施行する。

この要領は、平成4年1月10日から施行する。

この要領は、平成15年12月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

この要領は、平成21年9月14日から施行する。

(平成29年4月1日名称変更に伴い、病院名更新)